

## 統計調査等業務の業務・システムの見直し方針

2005年（平成17年）4月8日  
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定  
各府省統計主管課長等会議了解

電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、下記のとおり、統計調査等業務の業務・システムの見直し方針を定める。

## 記

## 第1 統計行政の使命及び行動指針並びに主要施策方針

内外の社会経済情勢が急激に変化していることを背景に、経済活動や国民生活の実態を明らかにする統計への需要が高まる一方、生活様式や価値観の多様化など統計調査に深くかかわる変化も一段と進んでいる。また、近年、行政の透明性や国民に対する説明責任が強く求められるようになっており、政策評価においても、その客観性を確保する観点から、統計の果たす役割に対する期待が一層高まっているほか、国民や事業所・企業などが的確な意思決定を行っていく上でも統計の重要性が増大している。

分散型統計機構をなす我が国の統計行政においては、高まる統計への期待にこたえ、政府全体として一体性及び整合性のある高い品質の統計を整備し、行政、社会経済及び国民生活全般に資するため、全府省が共通の行動原理の下に、府省間の連携・協力を強め、及び政府横断的な調整機能の発揮により、必要な統計を整備し、利用しやすい形で提供することが重要である。

上記のような背景と認識の下、統計行政は、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を体系的に整備し、適時的確に提供することを通じて、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に貢献することをその使命とし、統計に携わるすべての府省は、次に掲げる府省間共通の行動指針の下に、「社会・経済の変化に対応した統計の整備」、「統計調査の効率的・円滑な実施」、「調査結果の利用の拡大」及び「国際協力の推進」を統計行政全体の主要施策方針として取り組む。

## 社会に役立つ、客観的で正確な統計の追求

統計は、社会の要請にこたえ、利用者から信頼されるものでなければならず、社会経済の情勢の変化に対応した社会に役立つ統計を体系的に整備し、確かな理論と技術を基礎に中立的・客観的で正確な統計を追求する。

#### 多様な利用者に利用しやすい形の統計の提供

統計は、利用者にとって利用しやすいものでなければならず、多様な利用者の多様な利用形態にこたえられるよう、先進の情報通信技術を活用しながら、統計情報を提供する。

#### 調査対象者の秘密の保護

統計は、安心して真実を申告できるものでなければならず、調査の実施、調査票の管理、結果の公表などあらゆる場面で、調査対象者の秘密の保護に万全を期す。

#### 調査対象者の負担の配慮

統計は、国民や事業所・企業などの理解と協力があってこそ成り立つものであり、客観的で正確な統計の作成のためには、調査対象者の協力が不可欠であることを念頭に、その負担が過重なものとならないよう、適切かつ合理的な方法により統計調査を実施することに努める。

#### 高度の専門性を備え、内外の統計の発展に寄与

統計は、確かな理論と技術に裏打ちされた専門性が支えるものであることから、内外の最新の理論・技術に積極的に目を向け、内外の統計の発展に尽くす。

#### 政府横断的な調整を通じた統計の体系的な整備

統計は、重複や漏れがなく、利用者のニーズに体系的にこたえるものでなければならない一方、我が国では、各府省や地方公共団体がそれぞれ統計調査を実施していることから、統計調査の重複や漏れ、調査対象者への過大な負担などの問題が生じないようにするため、統計に関する総合的な調整が必要となる。このため、統計に関する基準の設定や個別統計調査の審査などを通じ、政府横断的な調整を行うことにより、政府全体として整合性のとれた体系的な統計の整備に努める。

## 第2 統計調査等業務の範囲

本方針が対象とする統計調査等業務は、統計調査（指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査をいう。以下同じ。）の企画、実査準備、実査、審査、集計、分析、公表・提供及び評価、業務統計（法令等に基づいて、個人、事業所・企業等から報告がなされる届出・登録等を利用して、当該届出・登録等を受け付けた機関自らが作成する統計をいう。以下同じ。）及び加工統計（各種の統計を加工することにより作成する二次的な統計をいう。以下同じ。）の作成（集計）、分析、公表・提供及び評価並びにこれらに付随する業務及びシステムを範囲とする。

### 第3 最適化の基本理念

統計調査等業務の最適化に当たっては、統計行政の使命及び行動指針の下、主要施策方針及びこれに基づく「統計行政の新たな展開方向」（2003年（平成15年）6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）並びに電子政府構築計画に掲げる目標を踏まえ、

調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した申告方法を提供し、統計の精度向上に寄与すること

行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境を、国際的な標準の動向を踏まえつつ整備し、行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実を図ること

各府省で整備する情報システムの集約を図り、政府全体として効率的なシステム投資を図るとともに、システム運用業務の効率化を図ること

統計の精度確保に留意し、業務処理方法の見直し、外部委託等による業務の簡素化・合理化を図り、公表の早期化に努めることを基本理念とする。

### 第4 見直し方針

第3に掲げる最適化の基本理念の下、統計調査等業務の業務・システムについて、以下のとおり府省横断的な見直しを行うものとする。

#### ・統計調査の企画に関する方針

#### A 統計に用いる標準地域コードに関する方針

市町村の施行状況及び統廃合状況は、統計調査の企画、実査、審査、集計、公表・提供等の各段階で必要とされ、現在、総務省において、都道府県及び市町村の区域を示す統計情報の表章及び当該情報の相互利用のための基準となる「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（以下「標準地域コード」という。）を告示しているが、各府省の統計調査の調査期日現在の状況及び過去からの変遷の状況については、これらを基に各府省でそれぞれ確認する必要があり、各統計調査の調査期日現在における標準地域コードについて、各府省は、それぞれ官報等で独自に確認し、その一覧を整備する等、政府全体で同様な業務処理が共通して発生している状況にある。

このため、市町村の施行状況及び統廃合状況を収録し、並びに任意の時点における市町村の状況を検索し、当該時点の標準地域コードの一覧並びに施行及び統廃合の履歴を取得することが可能な各府省共同利用型の標準地域コード管

理システムを総務省において整備するとともに、各府省は、同システムを用いて、調査期日その他の任意の時点における標準地域コードの一覧を取得するものとし、当該コードの管理に係る業務を簡素化するものとする。

## B 統計調査の母集団情報の管理及び標本抽出に関する方針

政府統計の作成方法は、戦後、数理統計学の確率論を基礎とし、一部の調査対象者（標本）から全体（母集団）の状態を推計する標本調査法が導入されるようになり、多くの統計調査が各府省の行政目的に応じて実施されている。これに伴い、一定の期間に複数の統計調査が一部の調査対象者に集中する等、特に事業所及び企業を対象とする統計調査においては、昨今の長引く景気低迷の中、統計調査に協力することが事業所及び企業の経営コストに影響を及ぼしかねない状況も出てきている。また、各統計調査においては、母集団情報の整備・更新、標本抽出の処理を、統計調査を実施する各府省においてそれぞれ独自に行っており、同種・類似の業務が統計調査ごとに重複して発生している状況にある。

2002年（平成14年）に運用を開始した事業所・企業データベースは、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（1999年（平成11年）4月27日閣議決定）に基づき、事業所及び企業を対象とする統計調査の重複是正、調査横断的に利用可能な母集団情報の管理を目的として整備されたものであるが、同データベースの機能・役割を更に充実させ、政府全体の業務・システムの効率化・合理化及び統計調査の重複是正に有効に活用することが重要である。

このため、事業所及び企業を対象とする統計調査について、次に掲げる措置を講じ、母集団情報の管理及び標本抽出に関する業務・システムの効率化・合理化及び統計調査の重複是正を政府全体として推進するものとする。

- 1．可能な限り多くの統計調査の標本抽出枠となる母集団情報を整備するとともに、可能な限り多くの統計調査の標本抽出処理を府省共通に行える環境を整備し、実効性のある重複是正を実現する観点から、現行のシステムを基礎とした各府省共同利用型の事業所・企業データベース（以下単に「事業所・企業データベース」という。）を総務省において整備する。事業所・企業データベースの機能等については、別紙1「各府省共同利用型の事業所・企業データベースの機能等に関する基本的な方向」に基づき設計の詳細化を進めるものとする。
- 2．「統計行政の新たな展開方向」に基づき2009年（平成21年）を目途に実施する方向で検討が進められている経済センサス（仮称）の検討状況及び実施状況を踏まえ、事業所・企業データベースにおいて整備する母集団情報の基礎となる統計調査を見直すとともに、当該統計調査の実施年から次の実施年

までの間においては、事業所又は企業の名称、所在地及び産業分類を記録する行政記録等を用いて、少なくとも年1回以上、母集団情報の更新を定期的に行うものとする。

なお、事業所・企業データベースの運営に係る秘密の保護に関し、関係する規定の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

- 3．各府省は、統計調査の標本抽出処理に関し、現行の業務処理方法を見直し、事業所・企業データベースで処理することが適さない又は効率的でない標本抽出処理を要する統計調査を除き、原則として事業所・企業データベースを用いた処理を行うものとする。
- 4．各府省は、調査を実施する前に、事業所・企業データベースによる重複是正チェックを行い、是正対象となった調査対象者について調査対象の振替を行う等の必要な措置を講ずるとともに、調査の実施前又は実施後速やかに、被調査履歴を事業所・企業データベースに登録し、重複是正の仕組みを有効に機能させるものとする。
- 5．各府省の標本抽出処理を行うシステムについては、各システムのライフサイクル等に応じ、機能の全部又は事業所・企業データベースと重複する機能若しくは業務の見直しにより同データベースに移行可能な機能を廃止し、同データベースに移行する。

## C 調査項目の設計に関する方針

現在、各府省において行われている統計調査の調査項目は、日本標準産業分類などの利用分類の標準化に係る府省横断的な取組が一部見られるものの、その多くは各調査実施者が個別に定義を行っており、また、調査項目の定義情報を一元的に管理し、政府内で共有する仕組みが存在していないことから、同様の調査項目でありながら、統計調査ごとに定義が異なるほか、新たに設定した定義について既存調査の同様項目との間での整合性を確認することができず、統計調査間で齟齬が生じる可能性が構造的に存在している。

統計調査に用いる調査項目の定義の標準化を図ることは、政府統計体系としての一貫性を確保し、調査実施者及び統計利用者間で調査項目・内容に関する統一的な理解を共有させ、統計調査の結果の比較を容易なものとし、統計分析の高度化に資するほか、統計調査のオンライン化その他の情報通信技術の活用による新たな仕組みの展開等を視野に入れた際、調査設計時のデータ定義に係る業務の簡素化、オンライン調査における調査対象者の負担軽減、及び国内・国際機関間でのデータ交換のための基盤整備として極めて重要である。

このため、統計の継続性に配慮しつつ、次に掲げる措置を講じ、統計調査に用いる調査項目の定義の標準化に関し、継続的な仕組みを確立するものとする。

- 1．2005年度末（平成17年度末）までに、総務省及び各府省において、調査項目の定義情報の形式を定めるとともに、指定統計調査の調査項目のうち標準化を行う対象項目（以下「標準化対象項目」という。）の選定を行う。
- 2．2006年度末（平成18年度末）までに、総務省及び各府省において、標準化対象項目について可能な限り定義情報の標準化を行うとともに、標準化対象項目以外の指定統計調査の調査項目について、上記1の形式に基づき、定義情報の設定を行う。
- 3．上記2において設定された定義情報について、総務省において整備する各府省共同利用型の調査項目標準化データベースにおいて一元的に管理するとともに、指定統計調査及びオンライン調査を導入する統計調査に関し、その後新たに設定された調査項目について定義情報の設定及び標準化並びに同データベースへの登録を行うものとする。総務省及び各府省は、同データベースを統計調査の設計を行う際のデータ参照モデルとして活用し、各統計調査の調査項目の定義について、各統計調査の目的等に応じて適切に設定するものとする。

#### ．統計調査の実査に関する方針

統計調査をめぐる環境は、従前と比べ大きく変容し、価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等による調査票の回収率の低下や未記入回答の増加、核家族化の進展、単身世帯の増加等による昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及等の居住形態の多様化等による接触困難世帯の増加や調査票提出の遅延等、ますます厳しさを増している。

このような中において、情報通信機器の普及等に伴う調査票の回収方法等に対する調査対象者の要望等を踏まえ、新たな調査手法としてオンライン調査の導入が期待されている。

一部の統計調査においては、既にオンライン調査が先行的に導入されているが、これまでのオンライン調査のシステムは、各府省が統計調査の特性等に応じて区々に整備しているため、各システムの操作性は調査間でそれぞれ異なり、利用者側に求める利用環境も異なるほか、政府全体として類似のシステム投資及びシステム運用の業務負担が発生している状況にある。さらに今後、各統計調査にオンライン調査を広く導入していく際、これまでと同様に各府省において区々にシステム整備を行うことは、上記の問題を更に一層増幅することとなる。

このため、次に掲げる措置を講じ、調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した申告方法を提供し、統計の精度向上を図るとともに、各府省で整備する情報システムを集約し、政府全体として効率的なシステム投資及びシステム運用業務の効率化を図るものとする。

1．各府省が行う統計調査については、郵送調査にあつては原則すべて、調査員調査にあつては調査対象者の特性、円滑な事務の遂行及び費用対効果の観点からオンライン化がなじまないものを除き、各統計調査の実施周期に応じて、現行の調査方式と併用又は代替が可能なオンライン調査を順次導入するものとする。

2．国民、企業等を対象とする統計調査（国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）のオンライン化については、次のとおりとする。

(1) 各府省は、統計調査をオンラインにより行う場合は、総務省において整備する各府省共同利用型のオンライン調査システムの認証機能、オンライン調査機能その他必要な機能を利用するものとする。オンライン調査システムの機能等については、別紙2「各府省共同利用型のオンライン調査システムの機能等に関する基本的な方向」に基づき設計の詳細化を進めるものとする。

(2) 各府省は、オンライン調査システムと連携するため必要となる審査、分析等を行うシステムの改修等の必要な措置を講ずるとともに、次に掲げるシステムについて、各システムのライフサイクル等に応じ、機能の全部又はオンライン調査システムと重複する機能若しくは業務の見直しにより同システムに移行可能な機能を廃止し、同システムに順次移行する。

- ・内閣府 機械受注統計ホームページシステム
- ・総務省 小売物価統計調査新調査システム
- ・総務省 科学技術研究調査インターネット活用システム
- ・総務省 情報通信統計データベース
- ・財務省 法人企業統計調査等ネットワークシステム（<sup>フ</sup><sup>ァ</sup><sup>ブ</sup><sup>ネ</sup><sup>ッ</sup><sup>ト</sup>）
- ・文部科学省 電子調査票収集システム
- ・厚生労働省 毎月勤労統計調査オンラインシステム
- ・厚生労働省 労働経済動向調査オンラインシステム
- ・厚生労働省 看護師等養成所報告管理システム
- ・経済産業省 非鉄金属等統計調査Web届出システム
- ・経済産業省 企業活動基本調査システム
- ・経済産業省 石油情報報告システム
- ・経済産業省 新世代統計システム

- ・ 経済産業省 電子申請システム
- ・ 国土交通省 国土交通省オンライン申請システム

(3) 統計調査のオンライン化に係る各府省の既存システムにおける機能拡充や新規システムの開発等のシステム整備は、セキュリティ対策その他緊急に対処が必要なもの等、今後、府省共同利用型のオンライン調査システムの利用に移行することを踏まえて行うものとする。

3. 国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査のオンライン化については、次のとおりとする。

(1) すべての市町村又はそれに準ずる数の機関を対象として年1回以上定期的に調査票の取集を行う統計調査については、電子政府構築計画に基づく「地方公共団体に対する報告徴集業務」に係る最適化の取組と連携し、地方公共団体に対する報告徴集（統計調査を含む。）において汎用的に利用可能なシステムを整備するものとし、当該システムを活用することにより、調査事項に係るデータの収集を行うものとする。

(2) 地方公共団体から報告される事項（公開されているもの又は公開可能なものに限る。）を国の行政機関及び地方公共団体で共有することにより地方公共団体に対する報告徴集業務全体を簡素化することが可能な統計調査についても、上記(1)のシステムを活用することにより、調査事項に係るデータの収集を行うことを検討する。

(3) 既にオンライン調査を導入している人口動態調査オンライン報告システム（厚生労働省）については、上記(1)のシステムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ既存システムの機能等の見直しを行い、引き続き統計調査のオンライン化を推進するものとする。

(4) 上記(1)から(3)までに該当しない原則すべての統計調査について、各府省は、電子メール、電子文書交換システム又は府省共通のシステムを用い、霞が関<sup>ワン</sup>WAN及び総合行政ネットワーク（<sup>エルジーワン</sup>LGWAN）を通じてオンライン化するものとする。調査対象者に霞が関<sup>ワン</sup>WAN及び総合行政ネットワーク（<sup>エルジーワン</sup>LGWAN）に接続していない団体・機関を含む統計調査については、当該団体・機関に対し、調査事項を記録した磁気媒体を送付することにより調査するものとし、原則として、紙の調査票による調査を行わないものとする。



## ・調査結果の審査及び集計に関する方針

統計調査の結果の審査及び集計を行うためには、個々の調査票の回答内容を記録したデータ（以下「個票データ」という。）のレイアウト構造（乗率や回答事項の配列、符号内容、データの型等）に応じて、逐次、審査用及び集計用のプログラムを開発することが必要となる。

政府統計の個票データのレイアウト構造を示す記法及び符号表などと呼ばれる文書のデータ形式を標準化することは、これを前提とした特定項目の共通モジュール化や特定の統計作成に限定されない汎用的なソフトウェア製品の出現などの民主導による市場形成の可能性を生み出し、調査結果の審査・集計その他統計作成に係る業務の効率化及び経費低減並びに公表の早期化に資するとともに、将来的な構想として「統計行政の新たな展開方向」に基づき検討が進められている各種の統計調査の個票データ等を集積した統計データアーカイブを構築する上でも、基礎的な環境整備として有益である。

このため、総務省及び各府省において、個票データのレイアウト構造を示す記法及び文書のデータ形式の標準化を検討し、府省横断的に適用すべき事項について、今後の方針を最適化計画において明らかにするものとする。

## ・統計の公表・提供に関する方針

政府統計は、行政施策の基礎資料となるほか、行政の透明性や国民に対する説明責任を果たし、個人や企業が的確な意思決定を行っていく上で必要な「国民の共有財産」であり、行政機関、国民・企業等が利用しやすい環境の下に、作成した統計を迅速に提供することが求められる。他方、我が国は、分散型統計機構を成していることから、政府が保有する統計情報の提供は、従前より、統計を作成する各府省の組織において区々に行われている状況にあるが、本来、行政機関、国民・企業等を始めとする多くの統計利用者にとっては、統計作成者の府省がどこであるかは関心事項ではなく、行政組織を意識せずに利用可能な、政府全体として一体性と統一性があり、分かりやすく、便利で使いやすい環境の整備が強く求められる。

特に、指定統計は、単に各府省の所掌事務の遂行に必要なだけでなく、政府統計の体系整備上、必要かつ重要なものであることから、他の統計以上に、政府と地方公共団体間で共有し、国民・企業等が利用可能な環境を整えることが必要である。従前は、報告書等を刊行することによってその責務を全うできていたが、近年は、電子政府構築の取組や情報通信技術の進展により、インターネット等を通じて電子的に利用可能な環境を提供することが必要といえる。

このため、次に掲げる措置を講じ、行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境を整備し、行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実を図るものとする。

1. 「e-Japan重点計画-2004」（平成16年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）決定）を踏まえ、次のとおり、政府統計について、データベース化を進め、政府と地方公共団体間で情報の共有化を図るとともに、分析ツールの提供等による統計分析の支援環境の整備、公開可能な統計情報のインターネットによる提供を推進する等、政府全体の業務・システムの最適化を図りつつ、国民や企業における統計利用の環境を整備する。

(1) 各府省は、公表する統計を原則インターネットにより提供するとともに、作成した統計の公表をインターネットで行う等、公表する統計の迅速な提供に努めるものとする。なお、指定統計調査については、法令上、原則として官報その他の刊行物で行うこととされている結果の公表の方法について、インターネットで行うことも可能となるよう、関係する規定の見直しを行うものとする。

(2) 各府省は、所管の統計について、公表する統計表を表計算ソフトで利用可能なスプレッドシートにより作成するものとし、これらのスプレッドシートを蓄積し、インターネットで提供する各府省共同利用型の統計表管理システムを総務省において整備する。

各府省におけるスプレッドシートの提供は、統計表管理システムの運用開始以降、各府省のホームページから同システムへのリンクにより行うものとする。

これに伴い、総務省が霞が関<sup>ワ</sup><sup>ン</sup>で提供するファイルアーカイブを廃止するとともに、各府省のホームページにおいて提供する既存のスプレッドシートについて、統計表管理システムからの提供に移行するものとする。

(3) 指定統計調査の結果について、統計表検索・編集、データ抽出、グラフ作成、分析等の機能を有した各府省共同利用型の統計情報データベースを総務省において整備するものとし、指定統計調査を行う府省は、同データベースの運用開始以降、順次同データベースを通じたデータ提供を開始するものとする。なお、各府省は、指定統計調査以外の統計調査（承認統計調査及び届出統計調査）並びに業務統計及び加工統計についても、可能な限り同データベースを通じたデータ提供を行うよう努めるものとする。

これに伴い、霞が関<sup>ワ</sup><sup>ン</sup>の統計情報データベース（<sup>シ</sup><sup>ス</sup><sup>マ</sup><sup>ツ</sup><sup>ク</sup> S I S M A C ）、統計データ・ポータルサイトのビジュアル統計データベースその他各府省共同利用型の統計情報データベースと機能が重複する、又は業務の見直しにより同データベースに移行可能な各府省のシステムを廃止する。

(4) 上記(2)の統計表管理システム及び上記(3)の統計情報データベースにおいては、各統計表の利用実績を把握し、定期的に各府省に提供するものとする。各府省は、これを参考資料の一つとして統計表の改廃を検討する等、統計調査等業務に定量的な利用実績を基にした評価機能を組み込むものとし、統計調査等業務に係る P D C A サイクル<sup>ピーディーシーエー</sup>の確立を図るものとする。

(5) 各府省は、民間機関への委託等を通じ、統計情報の提供業務が効率的に行えるよう、上記(2)の統計表管理システム及び上記(3)の統計情報データベースと連携可能な業務環境を整えるものとする。また、独立行政法人統計センターは、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査及び行政機関の委託を受けた統計調査の集計に関し、各府省における統計情報の提供業務が効率的に行えるよう、上記(2)の統計表管理システム及び上記(3)の統計情報データベースと連携可能な業務環境を整えるものとする。

2. 各府省のホームページを通じて提供される各種の統計関連情報について、府省横断的な体系化を図り、統計利用の利便性を向上させるため、各府省は、各府省の統計に係るホームページについて、次のとおり、共通メニュー及び共通掲載項目によるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化を図る（下線部は掲載必須メニュー及び掲載必須項目）。なお、外国語による情報提供についても、指定統計を中心として、積極的な対応に努める。

(1) 統計調査

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等
調査の概要	調査の目的	統計調査の目的を記述。
	調査の沿革	統計調査の経緯、変遷、沿革等を記述。
	調査の根拠法令	統計調査の実施に係る根拠法令を記述。
	調査の対象	統計調査の対象範囲及び調査対象者数を記述。
	抽出方法	標本調査における抽出方法を記述。
	調査事項	統計調査における調査事項を記述。
	調査票	調査票の画像ファイル等を添付。
	調査の時期	調査期日及び具体的な調査期間を記述。
	調査の方法	統計調査の実施系統、調査手法等を記述。

	(その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。
<u>調査の結果</u>	用語の解説	調査の結果に用いる主要な用語の定義・解説を記述。
	結果の概要	調査の結果の概要を記述。
	推計方法	標本調査における結果数値の推計方法を記述。
	<u>利用上の注意</u>	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき事項を記述。
	<u>正誤情報</u>	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。
	<u>統計表一覧</u>	上記1.(2)の統計表管理システムにリンクするスプレッドシートの一覧を掲載。
	(その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。
<u>公表予定</u>		統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目途に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。
Q & A		統計調査に関するよくある質問を記述。
<u>問い合わせ先</u>		利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。
(過去情報)		「平成 年 統計調査」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。
(その他)		上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。

## (2) 業務統計及び加工統計

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等
統計の概要	統計の目的	統計の目的を記述。
	統計の沿革	統計の経緯、変遷、沿革等を記述。
	統計の作成方法	統計の作成方法を記述。
	(その他)	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。
集計結果又は推計結果	用語の解説	集計結果又は推計結果に用いる主要な用語の定義・解説を記述。
	結果の概要	集計結果又は推計結果の概要を記述。
	利用上の注意	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき事項を記述。
	正誤情報	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。
	統計表一覧	上記1.(2)の統計表管理システムにリンクするスプレッドシートの一覧を掲載。
	(その他)	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。
公表予定		統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目途に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。
問い合わせ先		利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。
(過去情報)		「平成 年 統計」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。
(その他)		上記に掲げるほか、ポスター、パ

	<p>ソフレッットの画像ファイル等、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を掲載。</p>
--	--

3. 総務省は、上記1及び2を踏まえつつ、現行のデータ中心の提供サイトである「統計データ・ポータルサイト」を発展させ、政府統計に関連する情報全体の総合的な窓口として、次に掲げる機能を有し、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)と連繋する各府省共同利用型の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を整備する。

各府省は、現行の情報提供機能を有効活用しつつ、「政府統計の総合窓口」(e-Stat)と重複又は類似する機能を見直し、政府全体として整備する統計情報の提供機能の効率化を図るとともに、費用対効果の低い、必要性が乏しくなった機能を廃止する。また、業務の効率化及び利便性の向上の観点から、「政府統計の総合窓口」(e-Stat)と各府省のシステムを有機的に連携させるシステム整備を、必要に応じて行うものとする。

(1) 政府統計の総合ガイド

五十音検索、府省検索、キーワード検索、フリーワード検索又は分野検索及びこれらの組み合わせにより、政府が提供する統計を効率的かつ効果的に検索。

検索された政府統計について、統計の概要、統計表一覧を表示。

統計表一覧から選択された統計表について、上記1.(2)の統計表管理システムで管理するスプレッドシート及び上記1.(3)の統計情報データベースにリンク。

(2) 公表予定

上記2に基づき、各府省の統計に係るホームページにおいて共通メニューとして提供される公表予定を定期的に自動収集し、一覧として提供。

(3) 統計情報データベース

上記1.(3)の統計情報データベースを提供。

(4) 統計地理情報システム

町丁字等、市町村境界より細かな範囲の小地域における統計と境界データ及び背景地図を統合して表示し、統計利用者における空間的統計分析を可能とする各府省共同利用型の地理情報システムを提供。なお、地理的属性を持った統計の取扱いについては、「地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議」において既に取り組みされている政府全体の地理情報の提供体制整備と連携しつつ、利用者の利便性の増進を図るものとする。

(5) 統計で見る国の姿

人口、マクロ経済指標、経済統計、社会統計等の政府の主要な統計指標を分野別に簡易な数値とグラフにより提供。

(6) 総合統計

日本統計年鑑及び日本統計月報による主要な政府統計を網羅した総合統計書の電子データを提供。

(7) 地域統計

社会・人口統計体系に基づく都道府県別又は市町村別の統計を、グラフ作成機能等を有する各府省共同利用型の地域統計分析システムにより提供。

(8) 標準統計分類

日本標準産業分類、日本標準職業分類、日本標準商品分類並びに疾病、傷害及び死因分類を各府省共同利用型の標準統計分類データベースにより提供。特に、利用頻度の高い日本標準産業分類及び日本標準職業分類については、調査対象者及び統計利用者となる国民、企業等の調査項目及び統計表章項目に対する理解を助け、行政機関における知識の共有を図るため、各分類に属する具体的な産業及び職業を照合させ、個別の産業及び職業から適合する分類を検索することを可能とする知識共有型データベースとして整備。

(9) オンライン調査システム

各府省共同利用型のオンライン調査システムに接続。オンライン可能な統計調査の一覧、システムの利用方法等について解説。

(10) 各種統計サイトへの総合窓口

各府省、地方公共団体及び国内統計関係機関並びに外国政府及び国際機関が提供する統計サイトのサイトマップを提供。

(11) その他

上記に掲げるもののほか、統計の需要把握その他統計に関連する情報の収集及び提供に関し府省横断的に整備することが適当な機能を提供。

4. 各府省において公表する統計表が上記1.(2)の統計表管理システムを通じてインターネットで提供され、並びに各種の統計の公表予定が上記2に基づき各府省の統計に係るホームページにおいて共通メニューにより提供され、及び上記3.(2)に基づき「政府統計の総合窓口」(e-Stat)において

一覽により提供されることを踏まえ、現行、法令に基づき行われている指定統計調査の結果の公表に係る調査実施者からの総務大臣への報告及び総務大臣による官報の告示の手続の在り方について、手続の省略又は廃止を含めた見直しを検討するものとする。

5. 上記に掲げるもののほか、統計情報に係る電子的提供業務について、各府省は、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム見直し方針」（2004年7月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定）に基づき、インターネット接続口の集約、業務の効率化等を進める。

#### ・外部資源の活用に関する方針

統計調査等業務については、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」において、「統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を進め、組織の減量化を図る」とこととされているほか、その他の行政改革の取組や「統計行政の新たな展開方向」においても同趣旨の方針が定められ、これまで多くの統計調査において民間機関等の外部機関への業務委託（以下「外部委託」という。）が進められてきており、業務の簡素化・合理化の観点から、今後も一層の外部委託を推進することが求められているところである。

他方、統計調査等業務の多くが、統計の作成に関する迅速性や統計の精度確保が求められ、また、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことから、これら業務の特性を考慮せず、単純に外部委託を進めることは、本来達成しなければならない統計行政の使命を全うできないおそれがあり、政府全体として一体性及び整合性のある高い品質の統計を整備しつつ、一層の外部委託を推進するためには、外部委託を推進する業務の範囲等について、府省間共通の考え方が必要である。

このため、次のとおり、府省横断的な外部委託の推進対象業務及び要件を明確化し、外部委託を推進するとともに、外部委託の推進対象業務以外の業務及び外部委託がなじまない業務について、必要に応じ、行政内部の管理の下、外部の人的資源を活用するものとし、国の行政機関の職員における業務の簡素化を図るものとする。なお、統計調査等業務に係る民間委託を行うに当たっては、調査対象者の信頼確保に重点を置いて、その適正かつ円滑な実施を確保することが必要であるため、各府省は、「統計行政の新たな展開方向」に基づく「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（2005年（平成17年）3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえるものとする。

1. 各府省は、次に掲げる事項を踏まえ、経費の措置状況を勘案しつつ、外部



委託が可能な、かつ関連する複数の業務を組み合わせ、これらを民間機関等の外部機関に委託するものとする。

- (1) 「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」及び「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を踏まえ、国の行政機関の中核的な知識・能力（コアコンピタンス）を必ずしも要しない次表に掲げる業務を外部委託の推進対象業務とする。なお、これら以外の業務についても、必要に応じ、民間機関等の外部機関に委託し、外部機関の専門的知識、能力等を活用するものとする。

統計調査等業務の機能	外部委託の推進対象業務
企画	標本設計における層化、抽出
実査準備	調査区設定における地図作成、現地踏査
	用品準備における用品発送
	広報における広報実施
実査	調査票記入（他計式）
	調査票配布（自計式）
	調査票収集（自計式）
	調査書類検査・提出
審査	調査書類受付
	書類検査
	分類符号付けにおける符号付け、検査
	データ入力
	データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正
	疑義処理における疑義票作成、問い合わせ、結果記載、処理
集計	集計プログラム作成
	演算
	結果表作成
分析・加工	分析・加工プログラム作成
	演算
公表・提供	報告書刊行における発送
	ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、サーバ登録、公開
	案内・問い合わせ対応における案内情報配信申込受付、配信先登録、配信
	提供用データ・データベース整備
その他	情報システムの開発、運用、保守

注．指定統計調査の調査員方式によるものについては、統計法に基づき国・地方公共団体による統計調査員の設置、調査対象者に対する申告義務、実地調査権、罰則等の規定が定められており、民間委託を前提とはされていないことから、慎重な検討を要する。このため、実査については、当面、調査員調査以外の調査方式による指定統計調査及び指定統計調査以外の統計調査に係る業務を外部委託の推進対象業務とする。

(2) 上記(1)の外部委託の推進対象業務に係る個別の適用に関し、効率性等の観点から、外部委託による業務量の低減効果と、調達、請負機関への説明等のノウハウ移転のための準備等、外部委託に伴い発生する業務量を比較し、外部委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合、統計の作成に関し、迅速性の観点から支障を来さない場合、及び高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合に、外部委託に適合する業務とする。

(3) 統計調査等業務においては、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことから、上記(2)の外部委託に適合する業務の委託先とする民間機関については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないように、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定するものとする。なお、秘密の保護の観点等から民間機関への委託がなじまない製表等の業務については、効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等に委託するものとする。

2．各府省は、上記1.(1)の表に掲げる業務以外の業務及び同表に掲げる業務であって(2)又は(3)により外部委託がなじまないと判断されるものについては、必要に応じ、外部の人的資源を非常勤職員等として活用し、業務の簡素化を図るものとする。

#### ．各府省共同利用型システムに関する方針

1．本方針に基づき整備する次の各府省共同利用型システム及びこれらに付随するシステムについては、総務省において、2006年度（平成18年度）から開発に着手し、2007年度末（平成19年度末）までに各府省のシステムとの連携、実証実験、試行的運用、職員研修を行うものとし、2008年度（平成20年度）以降、本格運用を開始するものとする。

- ・標準地域コード管理システム
- ・事業所・企業データベース
- ・調査項目標準化データベース
- ・オンライン調査システム
- ・統計表管理システム

- ・統計情報データベース
- ・統計地理情報システム
- ・地域統計分析システム
- ・標準統計分類データベース
- ・政府統計の総合窓口 ( e - <sup>イースタット</sup> S t a t )

2 . 各府省共同利用型システムの運用については、システムが国民、企業等の秘密を含む調査票の情報や市場に影響を与える公表前の統計情報を取り扱うことから、公益性及び公平性を有する機関による責任ある安定的な管理が必要である一方、民間能力の活用可能な業務について、競争入札、複数年契約等による経済的かつ効率的な民間委託を行い、外部人材を弾力的に登用する等、法人独自の創意工夫及び経営努力を通じ、行政機関では限界のある業務の効率化及び経費の低減を実現するため、これらの運用管理全般を独立行政法人統計センターにおいて行い、行政運営の簡素化・合理化を図る。

3 . 各府省共同利用型システムの整備及び運用に当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

(1) オンライン調査システム、政府統計の総合窓口 ( e - <sup>イースタット</sup> S t a t ) 等の国民等が利用するシステムについては、高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるように配慮する。また、国民等利用者の要望、技術動向等を踏まえて多様な <sup>オーエス</sup> O S ( オペレーティングシステム )、ブラウザ ( ホームページ閲覧ソフト ) 等へ対応する。

(2) 利用者の要望、技術動向等を継続的に把握し、サービス水準の低下が生じないように配慮しつつ、業務処理に応じた適切な技術の活用及び機能改善を行うとともに、技術基盤及び運用基盤に適切な最新技術を採り入れることができるよう、長期的視点の見地からシステムの柔軟性・拡張性を確保する。

(3) 情報システムで取り扱う情報の重要性並びに発生し得る脅威及びリスク ( 危険度 ) を評価し、これらに対応した設備・施設の整備・活用、有効かつ適切な暗号技術の利用、厳格な情報管理、データ及びシステムの適時適切なバックアップ ( 保全措置 )、定期的な外部監査の実施等、必要かつ適切な情報セキュリティ対策を講ずる。

4 . 2006年度 ( 平成18年度 ) までに総務省及び全府省を構成員とする政府統計情報化推進協議会 ( 仮称 ) を設置し、同協議会において各府省共同利用型システムの運営に係る重要事項を審議するものとする。

5．各府省共同利用型システムの適切かつ円滑な運営を確保し、及び独立行政法人の経営努力を通じた効率的かつ継続的な最適化の取組を推進する観点から、総務省は、独立行政法人統計センターの中期目標を見直す等、所要の措置を講ずるものとする。

#### ．各府省の個別の業務・システムに関する方針

各府省は、上記 から までに掲げる府省横断的に取り組む業務・システムのほか、各府省個別の統計調査等業務について、次に掲げる事項を踏まえて業務・システムの見直しの検討を行い、最適化を図るものとする。

- 1．各府省個別の統計調査等業務のうち、府省内の複数の部局、課室等で同様の処理が行われているものについては、業務処理に係る様式、記載事項、処理方法の統一化・標準化を図る。
- 2．府省内の複数の部局、課室等で処理されている各府省個別の統計調査等業務のうち、一箇所で集中的に処理する方が効率的なものについては、業務処理の一元化・集中化を図る。
- 3．「統計行政の新たな展開方向」に基づき、既存統計調査の見直しを行い、ニーズの乏しい統計調査を廃止するとともに、統計調査の簡素化・合理化を推進する。
- 4．調査対象者に配布する調査票について、特に事業所及び企業を対象とする統計調査並びに調査対象者を固定し、一定の期間、継続的に行う統計調査において、調査対象者の秘密の保護及び精度の確保に留意しつつ、プレ・プリント方式（事前記入方式）の採用を検討するものとし、調査対象者の記入負担の軽減及び調査員の業務量の低減を図る。
- 5．統計調査の実査、調査結果の審査等に係る疑義処理について、対応履歴を蓄積し、これを調査実施機関及び経由機関で共有することを検討し、疑義が生じた場合の処理期間の短縮及び業務の効率化を図るとともに、統計の品質維持・向上を図る。
- 6．上記 1 から 5 までに掲げる事項のほか、定型的業務のシステム化、意思決定過程の簡素化等、府省内での業務処理の簡素化・合理化を進め、公表の早期化に努める。特に、利用頻度・需要が高い統計については、一部集計や暫定値等の活用、速報結果の公表等、統計の精度確保に留意しつつ、公表の早

期化に向けて必要な措置を講ずる。

- 7．調査票その他調査対象者の秘密に係る内容を記載・記録した書類及び電磁的記録について、これらの情報管理に係る各府省内での具体的な手続やセキュリティ対策について明文化し、適正かつ厳格な管理を徹底する。
- 8．府省内の統計調査等業務に係るシステムについて、以下の点を踏まえつつ、府省内全体として効率的なシステム投資を図るとともに、システム運用業務の効率化を図る。
  - (1) 府省内に類似する情報システムが複数存在する場合は、システムの統廃合等による集約化を検討すること。
  - (2) メインフレームを用いたシステムについては、要求される情報資産の完全性及び可用性を踏まえるとともに、費用の最小化、技術動向等に留意しつつ、オープンシステムへの移行を検討すること。
  - (3) 監視機能の導入による障害発生の予防、障害復旧処理の自動化、バックアップ等の日常的なシステム運用業務の自動化、支援ツールを利用したユーザ管理、システムリソース管理、セキュリティポリシー管理等、効率的なシステム運用管理を検討すること。
- 9．上記のほか、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」に掲げる事項を踏まえ、各府省個別の統計調査等業務について、業務・システムの最適化を図る。

## 第5 最適化計画の策定

本方針を踏まえ、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の下、総務省が中心となって、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

## 各府省共同利用型の事業所・企業データベースの機能等に関する基本的な方向

各府省共同利用型の事業所・企業データベース（以下単に「事業所・企業データベース」という。）の機能等については、以下の内容を基本的な方向とし、今後、最適化計画の策定等を通じ、具体的な設計・開発を行うものとする。なお、機能等の内容については、今後の具体的な設計・開発過程において、各府省の要望等を踏まえ、必要に応じ、適宜見直しを行う。

## 1．事業所・企業データベースの基本機能

事業所・企業データベースは、次に掲げる基本機能を備えるものとする。

- (1) 認証機能
- (2) 母集団情報管理機能
- (3) 標本抽出機能
- (4) 重複是正機能
- (5) 被調査履歴管理機能

## 2．認証機能

利用機関の認証は、事業所・企業データベースの運用管理機関が利用機関の課室単位に発行するID及びパスワード並びにICカード等により行う。

## 3．母集団情報管理機能

## (1) 母集団情報更新機能

事業所・企業データベースにおいて整備する母集団情報の登録、更新を行う。

## (2) 地域情報更新機能

事業所・企業データベースにおいて管理する市町村名、住居表示、郵便番号等の地域情報について、市町村統廃合等に伴う変更に応じ、標準地域コード管理システムその他の情報を用いて定期的に更新を行う。

## 4．標本抽出機能

## (1) 地点層化・抽出機能

## 地点層化機能

## ア 標準層化設定機能

市町村及び調査区に係る人口規模、従業者規模等、事業所・企業データベースに収録される標準層化項目の中から、層化に必要な項目を任意に選択することにより市町村及び調査区の層化を行うことができる。

## イ 任意層化設定機能

市町村及び調査区並びにそれらに対応する地域特性を収録した任意の地

域情報を用いて、市町村及び調査区に係る標準層化項目以外の独自項目による層化を行うことができる。

#### 地点抽出機能

上記により層化した各層の標本数を指定することにより、市町村又は調査区を抽出することができる。

### (2) 客体層化・抽出機能

#### 母集団指定機能

標本抽出を行う母集団情報として、事業所・企業データベースにおいて整備する母集団情報又は各府省が指定する任意の母集団情報のいずれかを指定することができる。

#### 抽出枠指定機能

事業所・企業データベースにおいて整備する母集団情報を、標本抽出を行う母集団情報として利用する場合、抽出対象単位として事業所又は企業のいずれかを選択し、産業分類等の属性条件を設定することにより、抽出枠の範囲を指定することができる。

#### 客体層化機能

##### ア 標準層化設定機能

事業所及び企業に係る産業分類、従業者数、経営組織等、事業所・企業データベースに収録される標準層化項目の中から、層化に必要な項目を任意に選択することにより事業所及び企業の層化を行うことができる。

##### イ 任意層化設定機能

事業所コードを収録した事業所又は企業に係る任意の名簿情報を用いて、事業所及び企業に係る標準層化項目以外の独自項目による層化を行うことができる。

#### 客体抽出機能

個別に指定する各層の標本数に応じて標本を抽出する「指定配分」、一定の抽出率の下、各層内の母集団の数に比例する数の標本を抽出する「比例配分」、各層内の母集団の数及び特定項目の標準偏差に比例する数の標本を抽出する「ネイマン配分」のいずれかの配分方法を選択し、調査客体を抽出することができる。また、抽出対象から除外する事業所又は企業をあらかじめ指定することにより、当該事業所又は企業を抽出する調査客体から除外することができる。

#### 重複是正処理指定機能

重複是正の対象となる事業所及び企業を抽出処理において除外するか否かを層別に指定することができる。

### (3) 出力機能

#### 抽出結果出力機能

抽出した地点又は客体について、指定する項目の一覧を出力することができる。

#### 推計用基礎数出力機能

抽出処理に係る層別の母集団の数、標本の数、抽出率等、推計に必要な基礎数を出力することができる。

## 5 . 重複是正機能

### (1) 是正チェック機能

各府省の事業所及び企業を対象とする統計調査における調査候補名簿を事業所・企業データベースにおいて管理する被調査履歴の情報と照合することにより、調査候補名簿に収録されている事業所及び企業のうち、設定される一定の上限値を超えた回数の調査が行われることとなるもののチェックを行い、重複是正の対象として抽出する。

### (2) 代替候補検索機能

産業分類、従業者数等、事業所・企業データベースに収録される項目の中から、必要な項目及び条件を指定することにより、重複是正の対象となった事業所及び企業に対し、調査対象の代替候補となる事業所及び企業を選定することができる。

## 6 . 被調査履歴管理機能

各府省の事業所及び企業を対象とする統計調査における調査対象名簿を事業所・企業データベースにおいて管理する被調査履歴の情報と照合することにより、調査対象名簿に収録されている事業所及び企業に係る被調査履歴を更新する。



## 各府省共同利用型のオンライン調査システムの機能等に関する基本的な方向

各府省共同利用型のオンライン調査システム（以下単に「オンライン調査システム」という。）の機能等については、以下の内容を基本的な方向とし、今後、最適化計画の策定等を通じ、具体的な設計・開発を行うものとする。なお、機能等の内容については、今後の具体的な設計・開発過程において、各府省の要望等を踏まえ、必要に応じ、適宜見直しを行う。

## 1．オンライン調査システムの基本機能

オンライン調査システムは、政府において行われる国民、企業等を対象とする各種の統計調査（国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）について、現行の調査方式（調査員調査、郵送調査等）と併用又は代替が可能なオンライン調査に用いる各府省共同利用型の情報システムとして、次に掲げる基本機能を備えるものとする。

- (1) 認証機能
- (2) オンライン調査機能
- (3) 調査員機能
- (4) 経由機関機能
- (5) 調査実施機関機能

## 2．認証機能

## (1) 調査対象者認証

調査対象者の認証を行う必要がある場合は、調査対象者を識別するID及び確認コードを用いるものとする。ID及び確認コードの発行方式は、次に掲げる2種類とする。

## ア 一律配布型

調査対象者の全部又は一部に対し、一律にID及び確認コードを配布する方法。

ID及び確認コードは、調査実施機関において作成し、調査対象者の名称その他の情報と共に、オンライン調査システムの運用管理機関に連絡し、オンライン調査システムにこれらの情報を登録するものとする。

## イ 希望者配布型

オンラインにより回答することを希望する調査対象者からの申込みに基づき、ID及び確認コードを配布する方法。

申込みは、オンライン調査システムに用いてオンラインにより行うものとし、調査実施機関における調査対象者の本人確認を行った後、オンライン調査システムにおいてID及び確認コードを作成し、当該ID及び確認コードをオンラインにより調査対象者に連絡するものとする。

発行する確認コードは、仮のコードとし、調査対象者によるオンライン調査システムへの初回の接続時に、調査対象者において任意のコードに変更するものとする。また、調査対象者によるオンライン調査システムへの初回の接続時には、調査対象者は、調査対象者の連絡先となる電話番号及び電子メールアドレスを登録するものとする。

調査対象者がID又は確認コードを忘失した場合は、それぞれ異なる手続によりオンライン調査システムの運用管理機関において再発行を行うものとする。

## (2) 経由機関・調査実施機関認証

経由機関（地方支分部局、都道府県、市町村等）及び調査実施機関の認証は、オンライン調査システムの運用管理機関が経由機関及び調査実施機関の課室単位に発行するID及びパスワード並びにICカード等により行う。

## 3. オンライン調査機能

### (1) オンライン調査の方式

オンライン調査システムにより実現するオンライン調査の方式を次表に掲げる7種類とする。各統計調査をオンライン化する場合に採用する方式は、各調査実施機関において、統計調査の特性等を踏まえて選択するものとする。

方式	ID・確認コードの発行方式	実査の主な流れ
A方式	-	<p>調査員又は郵送により調査対象者に紙等の調査票（以下単に「調査票」という。）を配布。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバにアクセスし、電子調査票を取得。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、サーバに送信。</p> <p>サーバにおいて、形式及び内容の自動審査を行い、問題がなければ、調査対象者に対し受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。</p> <p>調査対象者は、サーバから発行された「受付番号」を調査票に記入し、調査票を調査員に提出。</p>
B - 1方式	一律配布型	郵送等により、調査対象者に調査票を配

		<p>布。この場合、すべての調査対象者にID及び確認コードを調査票に記入する等により通知。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバにID及び確認コードを入力の上アクセスし、電子調査票を取得。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、ID及び確認コードと共にサーバに送信。</p> <p>サーバにおいて、ID及び確認コードによる調査対象者の認証、形式及び内容の自動審査を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。</p> <p>サーバ又は調査実施機関若しくは経由機関において、IDに基づき、担当調査員に対し、調査票の収集が不要な調査対象者を連絡。</p>
B - 2 方式	希望者配布型	<p>調査員等により、調査対象者に調査票を配布。この場合、すべての調査対象者に、調査員番号、調査区番号等の担当調査員が特定できる情報を通知。</p> <p>調査対象者は、オンラインによる回答を希望する場合は、指定されるサーバにアクセスし、メールアドレス、通知された担当調査員が特定できる情報、調査対象者を特定できる情報その他の事項を登録し、ID及び確認コード並びに電子調査票を取得。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、ID及び確認コードと共にサーバに送信。</p> <p>サーバにおいて、ID及び確認コードによる調査対象者の認証、形式及び内容の自動審査を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。</p> <p>サーバ又は調査実施機関若しくは経由機関において、担当調査員に対し、調査票の収集が不要な調査対象者を連絡。</p>
C - 1 方式	一律配布型	<p>郵送等により、調査対象者に調査票を配布。この場合、すべての調査対象者にID</p>

		<p>及び確認コードを調査票に記入する等により通知。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバにID及び確認コードを入力の上アクセスし、電子調査票を取得。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、ID及び確認コードと共にサーバに送信。</p> <p>サーバにおいて、ID及び確認コードによる調査対象者の認証、形式及び内容の自動審査を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。</p> <p>調査実施機関又は経由機関は、調査票及び電子調査票を取集した後、IDの照合を行い、調査票及び電子調査票の重複提出の有無を検査し、重複提出がある場合は、調査票又は電子調査票のいずれか一方の回答を採用。</p>
C - 2 方式	希望者配布型	<p>調査員等により、調査対象者に調査票を配布。</p> <p>調査対象者は、オンラインによる回答を希望する場合は、指定されるサーバにアクセスし、メールアドレス、調査対象者を特定できる情報その他の事項を登録し、ID及び確認コード並びに電子調査票を取得。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、ID及び確認コードと共にサーバに送信。</p> <p>サーバにおいて、ID及び確認コードによる調査対象者の認証、形式及び内容の自動審査を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。</p> <p>調査実施機関又は経由機関は、調査票及び電子調査票を取集した後、IDの照合を行い、調査票及び電子調査票の重複提出の有無を検査し、重複提出がある場合は、調査票又は電子調査票のいずれか一方の回答を採用。</p>
D - 1 方式	一律配布型	<p>郵送等により、調査対象者に調査票を配</p>

		<p>布。この場合、すべての調査対象者にID及び確認コードを調査票に記入する等により通知。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバにID及び確認コードを入力の上アクセスし、電子調査票を取得。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、ID及び確認コードと共にサーバに送信。</p> <p>サーバにおいて、ID及び確認コードによる調査対象者の認証、形式及び内容の自動審査を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納するとともに、次回調査においても引き続きオンラインによる電子調査票の取得・回答を行うか否かを確認。</p> <p>調査票で回答した調査対象者は、次回調査においてオンラインによる電子調査票の取得・回答を行う場合、指定された一定期限までに、で通知されたID及び確認コードによりサーバにアクセスし、メールアドレスその他の事項を登録。</p> <p>調査実施機関又は経由機関は、調査票及び電子調査票を取集した後、IDの照合を行い、調査票及び電子調査票の重複提出の有無を検査し、重複提出がある場合は、調査票又は電子調査票のいずれか一方の回答を採用。</p>
D - 2 方式	希望者配布型	<p>調査員等により、調査対象者に調査票を配布。この場合、すべての調査対象者に、調査員番号、調査区番号等の担当調査員が特定できる情報を通知。</p> <p>調査対象者は、オンラインによる回答を希望する場合は、指定されるサーバにアクセスし、メールアドレス、通知された担当調査員が特定できる情報、調査対象者を特定できる情報その他の事項を登録し、ID及び確認コード並びに電子調査票を取得。</p> <p>調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、ID及び確認コードと共にサーバに送信。</p>

		<p>サーバにおいて、ID及び確認コードによる調査対象者の認証、形式及び内容の自動審査を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納するとともに、次回調査においても引き続きオンラインによる電子調査票の取得・回答を行うか否かを確認。</p> <p>調査票で回答した調査対象者は、次回調査においてオンラインによる電子調査票の取得・回答を行う場合、指定された一定期限までに、サーバにアクセスし、メールアドレス、で通知された担当調査員が特定できる情報、調査対象者を特定できる情報その他の事項を登録。</p> <p>サーバ又は調査実施機関若しくは経由機関において、で登録された担当調査員が特定できる情報に基づき、該当調査員に対し、次回調査における調査票の配布・取集が不要な調査対象者を連絡。</p> <p>調査実施機関又は経由機関は、調査票及び電子調査票を取集した後、IDの照合を行い、調査票及び電子調査票の重複提出の有無を検査し、重複提出がある場合は、調査票又は電子調査票のいずれか一方の回答を採用。</p>
--	--	---

注1) A方式においては、プレ・プリント方式（事前記入方式）を採用する場合を除き、ID及び確認コードは発行しない。プレ・プリント方式（事前記入方式）を採用する場合は、一律配布型によるID及び確認コードの発行を行うものとする。

注2) B - 1方式、C - 1方式及びD - 1方式の場合は、各実查の主な流れにおけるのの前に、次に掲げる手順をとることにより、において配布する調査票を限定することを可能とする。

- 1) 調査実施機関は、調査票配布前に、調査対象者に調査対象となった旨を事前通知するとともに、ID及び確認コードを通知。
- 2) 調査対象者は、オンラインによる電子調査票の取得・回答を行う場合、一定期限までに、1)で通知されたID及び確認コードによりサーバにアクセスし、メールアドレスその他の事項を登録。

注3) B - 2方式、C - 2方式及びD - 2方式の場合は、各実查の主な流れののの前に、次に掲げる手順をとることにより、において配布する調査票を限定することを可能とする。

- 1) 調査実施機関は、調査票配布前に、調査対象者に調査対象となった旨を事前通知するとともに、調査員番号、調査区番号等の担当調査員が特定できる情報を通知。
- 2) 調査対象者は、オンラインによる電子調査票の取得・回答を行う場合は、一定期限までに、サーバにアクセスし、メールアドレス、1)で通知された担当調査員が特定できる情報、調査対象者を特定できる情報その他の事項を登録し、ID及び確認コードを取得。

- 3) サーバ又は調査実施機関若しくは経由機関において、2)で登録された担当調査員が特定できる情報に基づき、該当調査員に対し、調査票の配布・収集が不要な調査対象者を連絡。

## (2) 電子調査票のダウンロード

調査対象者は、オンライン調査システムに接続し、電子調査票をダウンロードすることができる。

調査対象者の特性等によって利用する電子調査票が異なる場合は、調査対象者がID又は特性等をオンライン調査システムに送信することにより、調査対象者は、調査対象者の特性等に応じた電子調査票をダウンロードすることができるものとする。また、一の統計調査における一の調査対象者の利用する電子調査票が複数存在する場合は、調査対象者は、ダウンロードする電子調査票を選択することができるものとし、又はすべての電子調査票を一括してダウンロードすることができるものとする。

## (3) 電子調査票

オンライン調査を行う統計調査ごとに電子調査票を作成し、調査対象者がオンラインにより回答する場合は、電子調査票に所要の事項を入力し、電子調査票の機能を用いてオンライン調査システムに所要のデータを送信するものとする。

電子調査票は、次の要件を満たすものとする。

電子調査票へのデータ入力は、オフラインで行えること。

電子調査票に入力されたデータをオフラインで調査対象者の利用端末に保存することができ、及び調査対象者の利用端末に保存されたデータを電子調査票に読み込むことができること。

電子調査票に入力されたデータの計算をオフラインで行うことができ、調査実施機関が指定する項目について、他の項目の入力データを基に計算した結果を自動入力することができること。

電子調査票に入力されたデータに係る形式及び内容の自動審査をオフラインで行えること。なお、自動審査の内容は、調査実施機関の指定に基づくものとする。

電子調査票とオンライン調査システムとの間でデータの送受信が行えること。なお、送受信を行う際の通信は、暗号化するものとする。

電子調査票の有効利用期間を設定することができること。

## (4) 回答データの自動審査

調査対象者が電子調査票を用いて送信したデータは、オンライン調査システムにおいて、セキュリティ上のチェック、電子調査票の形式的なチェック及び外字チェック並びに調査実施機関の指定に基づく形式及び内容の自動審査を行い、問題がない場合、データをオンライン調査システムに格納する。

#### (5) 格納データの修正

調査対象者は、調査実施機関の指定する一定期間において、電子調査票を用いてオンライン調査システムに格納された当該調査対象者に係るデータを受信し、及び電子調査票を用いて修正し、オンライン調査システムに送信することができる。

調査実施機関が当該機能を用いて特定の調査項目に係る初期データをあらかじめオンライン調査システムに格納することにより、調査対象者は、電子調査票に入力する事前に当該格納データを電子調査票に読み込むことができるものとする。また、一定の期間、継続的に実施する調査については、調査実施機関の指定に基づき、調査実施機関が指定する特定の調査項目について自動的に前回回答データをオンライン調査システムに格納させ、調査対象者が電子調査票に入力する事前に当該格納データを電子調査票に読み込むことができるものとする。

#### 4 . 調査員機能

調査員は、調査実施機関の指定に基づき、担当区域内の調査対象者のオンラインによる回答の有無について電話、ファクシミリ等により確認することができる。

#### 5 . 経由機関機能

経由機関においては、調査実施機関の指定に基づき、次に掲げる機能を利用することができる。

##### (1) 調査員情報の管理

管轄区域内における調査員の氏名、住所、生年月日、担当調査区等を登録し、修正その他の調査員情報の管理を行うことができる。なお、下位の経由機関において調査員情報が変更された場合は、上位の経由機関及び調査実施機関に対し、電子メールによりその旨を自動的に連絡するものとする。

##### (2) 調査対象者情報の管理

管轄区域内における調査対象者の氏名又は名称、住所又は所在地、調査区等を登録し、修正その他の調査対象者情報の管理を行うことができる。

##### (3) 受付状況の管理

###### オンライン受付状況の管理

オンライン調査を行う統計調査について、管轄区域内における調査対象者からのデータ受信状況を確認することができる。

データを受信した調査対象者については、指定する期間内の受付状況を抽出することができ、調査員と当該調査員の担当する調査対象者が照合可能なものについては、調査員別に当該抽出結果を出力することができる。



#### 受付状況の総合管理

管轄区域内における調査対象者からの調査票の提出状況を登録し（オンライン調査については自動登録）、調査対象者の調査票及び電子調査票の提出状況を確認することができる。

#### (4) データの管理

##### 登録

経路機関が受け付けた管轄区域内における調査票の回答内容を一定の形式に基づき電子化したものをオンライン調査システムに登録することができる。

##### 参照・更新・削除

オンライン調査システムに格納されている管轄区域内のデータについて、参照し、修正し、及び削除することができる。

#### (5) データの自動審査

(4)により調査票の回答内容をオンライン調査システムに登録した場合及びデータを修正した場合は、当該システムに登録された管轄区域内のデータについて、調査実施機関の指定に基づく形式及び内容の自動審査を行うことができる。

#### (6) 基礎表の作成

オンライン調査システムに格納されている管轄区域内のデータについて、調査区その他の調査地域別及び調査項目別に回答があった調査対象者の計数を示す基礎表を作成することができる。

#### (7) 特定帳票の作成

統計調査の特性等により、必要に応じ、調査実施機関が指定する調査特有の特定帳票を作成することができる。

#### (8) 業務処理の進ちょく管理

下位の経路機関における業務処理の状況等、統計調査の進ちょく状況について確認することができる。

#### (9) 処理の完了連絡

経路機関における一連の業務処理が完了したときは、経路機関は、処理の完了をオンライン調査システムに送信する。この場合、オンライン調査システムは、上位の経路機関又は調査実施機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

### 6. 調査実施機関機能

調査実施機関は、次に掲げる機能を利用することができる。

(1) 調査員情報の管理

調査員の氏名、住所、生年月日、担当調査区等を登録し、修正その他の調査員情報の管理を行うことができる。

(2) 調査対象者情報の管理

調査対象者の氏名又は名称、住所又は所在地、調査区等を登録し、修正その他の調査対象者情報の管理を行うことができる。

(3) 受付状況の管理

オンライン受付状況の管理

オンライン調査を行う統計調査について、調査対象者からのデータ受信状況を確認することができる。

データを受信した調査対象者については、指定する期間内の受付状況を抽出することができ、調査員と当該調査員の担当する調査対象者が照合可能なものについては、調査員別に当該抽出結果を出力することができる。

受付状況の総合管理

調査対象者からの調査票の提出状況を登録し（オンライン調査については自動登録）、調査対象者の調査票及び電子調査票の提出状況を確認することができる。

(4) データの管理

登録

受け付けた調査票の回答内容を一定の形式に基づき電子化したものをオンライン調査システムに登録することができる。

参照・更新・削除

オンライン調査システムに格納されているデータについて、参照し、修正し、及び削除することができる。

(5) データの自動審査

(4)により調査票の回答内容をオンライン調査システムに登録した場合及びデータを修正した場合は、当該システムに登録されたデータについて、調査実施機関の指定に基づく形式及び内容の自動審査を行うことができる。

(6) 基礎表の作成

オンライン調査システムに格納されているデータについて、調査区その他の調査地域別及び調査項目別に回答があった調査対象者の計数を示す基礎表を作成することができる。

(7) 特定帳票の作成

統計調査の特性等により、必要に応じ、調査実施機関が指定する調査特有の特定帳票を作成することができる。

(8) 業務処理の進ちょく管理

経由機関における業務処理の状況等、統計調査の進ちょく状況について確認することができる。

(9) 経由機関の利用機能の指定

経由機関に利用させるオンライン調査システムの機能を指定することができる。

(10) 処理の完了連絡

調査実施機関における一連の業務処理が完了したときは、調査実施機関は、処理の完了をオンライン調査システムに送信する。この場合、オンライン調査システムは、オンライン調査システムの運用管理機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

7. 調査実施機関等へのデータ送付

オンライン調査システムから調査実施機関等へ送付するデータは、最適化された各調査実施機関の業務・システムの状況等に応じ、調査対象者から受信した段階又は経由機関若しくは調査実施機関におけるオンライン調査システムでの処理が完了した段階のものとし、オンライン又はオフラインにより、定期的に又は一括して調査実施機関等に送付するものとする。具体的なデータの送付の方法については、オンライン調査システムの運用管理機関と調査実施機関等において調整するものとする。